

国際裁判制度における判決の治癒

— 1995 年ニュージーランド審査請求事件 —

吉 井 淳

問題提起

国家が国際裁判手続に服する場合は、原則としてその国家の同意がなければならない。国家の同意が国際裁判手続の前提となっている。国際司法裁判所も、裁判所規程 36 条において「当事者（複数：著者）が裁判所に付託するすべての事件」に裁判所の管轄が及ぶと規定しこれを確認している。国際司法裁判所に訴えを提起する場合には、裁判所の管轄権は常に被告の同意に基づくものである⁽¹⁾。この点ではしかし、新たに訴訟を提起する場合の手続と附隨手続⁽²⁾、特に判決の言渡し後に行われる判決の解釈を請求する場合や再審など、の場合の手續とでは基本的に区別されなければならないようである。後者の附隨手続に関する管轄に関しては、裁判所は、裁判所規程当事国となることによって当然にその部分の裁判所の管轄権を承認したと理解している。『チュニジア＝リビア大陸棚事件の再審・解釈請求事件』で裁判所は、この問題につき次のよう検討し判決した。

「自ら下した判決の解釈を行う本裁判所の管轄は、裁判所規程 60 条から直接由来する特別な管轄である。従って、本裁判所はそのような管轄が認められる条件が満たされているかどうかをいつでも審理することができる。且つまた、本件の当事国は、裁判所規程の当事国となることにより、何ら前提条件なしにこの管轄への同意をしているのである。」⁽³⁾

確かに『チュニジア＝リビア大陸棚事件の再審・解釈請求事件』において、裁判所は、再審請求の部分に関しては、チュニジアの請求の受理可能性

を審査し、管轄権はすでに存在することを前提とした審理を行った。また、解釈請求にわたる部分については、前記の判断によりその管轄を肯定した。これらの附隨手続は裁判所規程に明記されているものであり、その意味で裁判所規程から直接その管轄権を導き出すことは可能であるが、本案管轄に関する個別の同意の必要性からすれば、裁判所の管轄が裁判所規程のみから直接に引き出されるものでないことは明らかである。

国際裁判管轄、特に国際司法裁判所の裁判管轄⁽⁴⁾がどのような実質と形式で設定されるかについては以下の説明がなされる。「国際裁判では、一般的強制管轄権が確立していないので、裁判所の管轄権は紛争当事国の合意によって設定される。国際司法裁判所についていえば、その合意は、従来、次の三つの方法で表明され、そのいずれかが存在するときに管轄権が認められるものとされた。(1)特定の事件について両当事国がいわゆる付託合意（special agreement, compromis）を締結する場合、(2)条約であらかじめ一定種類の紛争について、条約当事国が裁判所の管轄権を認める場合（常設国際司法裁判所規程 36 条、現裁判所規程 36 条 1 項）、(3)法律的紛争一般について、裁判所の強制的管轄権を認めるいわゆる選択条項（裁判所規程 36 条 2 項）を受諾する旨の宣言をしている場合、である。」⁽⁵⁾これに加えるに、*forum prorogatum* の制度による裁判所の管轄権の成立が認められている。

Forum prorogatum とは、前記三形式の通常の裁判管轄が裁判所への訴えの提起以前に成立しているのに反し、この形式の管轄は一方当事国の裁判所への訴えの提起後に管轄が成立するものであ

国際裁判制度における判決の治癒

る。つまり、一方的提訴に対する事後の相手国の同意を持って管轄権が成立する形式といえ、「応訴管轄」⁽⁶⁾とか「管轄の默示的受諾」⁽⁷⁾などと呼ばれる⁽⁸⁾。

これらの管轄の基礎は、その中核に同意といういわば積極的な意思を据えていることで、一般的に仲裁裁判を含めた国際裁判全般の管轄が問題となつた場合の管轄の原則であるといえる。

これら本案に関する管轄とは別に、裁判所は附隨手続に関する管轄権も保持する。例えば、仮保全措置手続に国家が服するか否かという点でも管轄の問題が存在するが、仮保全制度はすべての裁判手続に内在する基本的制度であるとされるために、この問題は附隨手続の中でも本案管轄との密接な関連の中で論じられ、それ自体の管轄が主要な問題となるものではない。

以上のものは新たに訴訟が提起される場合における管轄に関する原則である。これらとは別に、すでに下された判決の解釈請求や再審請求という附隨手続に関する管轄に関しては異なつた考慮がはらわれる。*Ad hoc* な仲裁裁判を含めて国際裁判においては、一旦下された判決の解釈や再審が行われるのは、そのような手続が個別に同意されている必要があるといえる。国際司法裁判所に関しては、判決の解釈請求の手続は新たに訴訟が提起される場合の管轄と同様に当事国の同意を基礎として認められているといえる。たとえば、前記のように裁判所が『チュニジア＝リビア大陸棚事件判決の再審・解釈請求事件』において「本件の当事国は、裁判所規程の当事国となるときに、前提条件なしにこの管轄権（解釈請求：著者）に同意を与えた」⁽⁹⁾と判断したのは、そのような趣旨として理解される。特に国際司法裁判所に代表される常設された裁判所においては、それぞれの裁判所の主要文書においてこの管轄が明定されている⁽¹⁰⁾。そのため、常設的な裁判所においてはこの部分についての管轄も基本的には同意に基づいているといえる⁽¹¹⁾。しかし、裁判所規程の当事国となるという事実から、単純にこの部分の管轄への同意を直接導き出すことができるか否かについては、慎重に検討する必要があるように思える。

国際司法裁判所において、一旦判決が下された事件に関して再度、本案の審理を請求する手続としては、現在、規程上は唯一、再審請求の手続のみが認められている。一旦下された判決に関連した訴えがどのような場合に、どのような要件で許容されるのかという問題に関し、解釈請求・再審以外の手続において問題となつた事件として、『1974年12月20日の核実験事件（ニュージーランド対フランス）判決63パラグラフに基づき事情の検討を請求した事件』⁽¹²⁾（命令・1995年9月22日）がある。この事件において、原告ニュージーランドは、フランス大統領が一旦は大気圏内核実験を行わないと宣言しておいて、最近になり南太平洋で核実験を再開すると表明したことにより、ニュージーランド対フランスの核実験事件判決の判決が前提としていた基礎が変更し影響を受けたと主張し、74年判決63パラグラフに基づき事情の検討の要請を裁判所に請求した⁽¹³⁾。この請求は、ニュージーランドの要請によれば、この事情の審査の要請は1973年に提起された手続を再開するものであり、当時の管轄の基礎がそのまま継続するものである。

一見するとニュージーランドによるこの要請は74年の核実験事件を基礎として、それを審理する裁判所の管轄権が自動的にいわば延長されて認められるとも考えられる。また、判決自体の拘束力から派生するかたちで、当事国を手続に服さしめることができるとも考えられる。しかし、裁判所は単純にそのような前提に立ってこの事件の具体的な手続を進めることはしなかった。当初、裁判所は当事国であるニュージーランドとフランスの、特にフランスの同意、もしくは消極的ながらも訴訟手続への参加を得ることに腐心し、自発的な訴訟への参画を促す方向で訴訟指揮を行った。そこには、このような以前の判決における言明を基礎とした手続の管轄権の基礎をどこに求めたらよいのかという判断に関し、裁判所自体の迷いが見て取れる。

本命令の内容から、その手続きの特性を見れば、74年判決63パラグラフに予定されている手続が発動できるか否かの審査手続であり、63パラグ

ラフ該当性審査が行われたといえる。従って、本命令の手続は、フランスの明示の異議にも関わらず、裁判所が管轄権を持つか否かが問題となる先決的抗弁の手続とその実質において同一であるといえる。本件では主に、裁判所の権限の基礎となる 63 パラグラフに記述された「判決の基礎」の該当性が争われた、つまりは管轄を基礎づける文書の要件の充足に関し争われたことから、実質的には「管轄権」に対する抗弁の手続として理解できるであろう。しかし本件が異例なのは、後に述べる仮保全措置の申請への対応でも見られるように、結論としてニュージーランドの要請の事件性を認めなかった、いわば本案の（との関連のない）存在しない附隨手続であったというところにある⁽¹⁴⁾。

しかし、このようないわば異例な内容の命令がなぜ出されなければならなかったのか。それは、95 年要請の元となっている 74 年判決がそれ自体変則的なものであったことのみではなく、95 年の要請が国際司法裁判所制度が想定していなかった目的を持っていたことによる。本稿は『1974 年 12 月 20 日の核実験事件（ニュージーランド対フランス）判決 63 パラグラフに基づき事情の検討を請求した事件』⁽¹⁵⁾ における裁判所の管轄権の基礎につき検討することにより、一般的な国際裁判手続に関する問題の一端を明らかにすることを意図している。

『1974 年 12 月 20 日の核実験事件 (ニュージーランド対フランス) 判決 63 パラグラフに基づき事情の 検討を請求した事件』⁽¹⁶⁾

問題の検討の前提として『1974 年 12 月 20 日の核実験事件（ニュージーランド対フランス）判決 63 パラグラフに基づき事情の検討を請求した事件』⁽¹⁷⁾ の概要を以下に記す。

1995 年 8 月 21 日、ニュージーランド政府は裁判所に対し「事情の検討（事態の審査）の要請」を行った。この要請には、実施されれば 1974 年 12 月 20 日に下された裁判所の核実験事件判決の

基礎に影響するフランスが公表した行動に關係していることが述べられている。本要請の直接の原因は、1995 年 6 月 13 日に、1995 年 9 月から南太平洋において最後の核実験を 8 回にわたり行うとメディアにおいて公表したフランス大統領の決定であったことも述べられた。この要請においてニュージーランドは次の点を主張した。

74 年の核実験判決の最も重要な部分は、もしその判決の基礎が損なわれるようになれば、原告は裁判所規程の条項に従ってその事態の審査を請求できるであろうというところであり、この部分は「基礎」が何かを明示していないが、裁判所はフランスの大気圏内核実験はもはや行わないという内容の宣言を意味していた。1973 年の訴状では、紛争は、その形態を問わず核実験によりもたらされる環境の核汚染に関するものであり、1974 年判決の効力範囲は大気圏内核実験それのみとの関連で決められるのではなく、訴状に明言された真の目的との関連で決められるべきである。1974 年当時は、大気圏内核実験のみがフランスにより太平洋で行われた核実験の態様であり、それがニュージーランドの最大の関心であった。従って、裁判所もフランスの実験とニュージーランドの関心とを対応させ、紛争を 74 年判決の内容で解決できると考えた。しかし、1974 年当時すでに、地下核実験へ移行したからといって汚染のリスクが無くなるわけではないことが理解されれば、このように大気圏内核実験に限定した内容の判決は間違いなく行われなかつたであろう。多くの科学的証拠によれば、マルロア環礁における地下核実験はすでに海洋環境を汚染し、さらなる重大な汚染に至るリスクがある。従って、1974 年判決の基礎は変更された。そして結果的にニュージーランドは 1973 年に提起された手続を再開する事を請求する権利を持つことになる。裁判所の管轄権は 1928 年の国際紛争平和的処理一般議定書及び 1973 年当時のフランスの選択条項受諾宣言である。

このようにニュージーランドは、この審査請求手続を 74 年判決手続の再開として主張した。従って、その管轄の基礎は当時の管轄の基礎をそのま

ま継続するものとして理解されている。

本要請とは別に 1995 年 8 月 21 日、 ニュージーランドは追加要請を行い、 そこにおいて仮保全命令を請求した。

このような要請を受けて、 裁判所は次のような具体的手続を開始した。

まず、 ニュージーランドは 1995 年 8 月 21 日に裁判所に対し 74 年判決を基礎に事情の審査請求を提起した。この要請は規程 40 条に従い、 直ちに相手国フランス、 国連事務総長及びその他の諸国に通知された。

この要請の通知に対し、 8 月 28 日、 フランスはニュージーランドの提起した二つの請求に対し次のような主張をした。

これらニュージーランドの要請は *prima facie* (一見して) でさえ、 何らの管轄権の基礎を見いだすことは出来ない上に、 74 年判決 29 パラグラフにおいて裁判所が強調しているように、 74 年の紛争は大気圏内核実験にのみ関するものであり、 要請は 74 年判決の範囲外である。

また、 フランスが大気圏内核実験から地下核実験へと移行することを宣言したことに伴い、 裁判所は 74 年判決においてニュージーランドの訴えは目的を失ったと判断した。従って 73 年の訴訟はもはや存在せず、 1995 年のニュージーランドの要請は 73 年の訴訟とは関連づけることはできない。

また、 今回の要請はフランスの同意を欠いているので、 裁判所の管轄権は明らかに存在しないため、 特任裁判官の選任及び仮保全措置の問題は発生しない。そもそもニュージーランドの要請は総件名簿に記載する対象ともなり得ない。

このフランスによる通知は直ちにニュージーランド政府に送付された⁽¹⁸⁾。

このようなフランスの回答は裁判所の管轄権という観点から見ると次のように理解できるであろう。

そもそもこのようなかたちで回答すること自体から裁判所の管轄権を帰納することは出来ない。回答という具体的行為のみに応訴の積極的な意思を見出すことは出来ないからである。フランスの

反論の主な内容は次の三点に要約できるであろう。まず、 フランスは 74 年判決は大気圏内核実験のみに関するものであり、 本件要請はその判決の範囲外の問題であると反論した。また、 すでにフランスが 74 年判決当時争っていた大気圏内核実験をもはや行わないと宣言したことにより、 訴訟の目的は消滅したと主張し、 そもそも今回の要請はフランスの同意を欠いていると主張することにより裁判所の管轄権を否認した。

これらのフランスの主張は大きく二つの前提の上になされているものと解釈できる。ひとつはニュージーランドによる本件要請の基礎である 74 年判決 63 パラグラフの手続の有効性を一応は承認した上で管轄権の否認する主張であり、 他方はそもそも 63 パラグラフの手続そのものを判決の確定を理由に否認することによる管轄権の否認を主張するものである。この二種類の否認は訴訟手続においてそのレベルを同じくするものではなく、 後者の管轄権の否認は前者に先行する審理を要求するものであるといえる。

このようなフランスの回答に直面し、 裁判所事務局はニュージーランドの本件要請を要請の受理と関係当事国への通知の後すぐには総件名簿に記載しなかった。本件要請が裁判所の総件名簿に記載されるのは、 両当事国が非公式ではあるがそれぞれの主張を提起する手続に同意した後である⁽¹⁹⁾。

ニュージーランドの要請とそれに対するフランスの回答を受けた後、 1995 年 8 月 30 日、 裁判所長とニュージーランド及びフランスの代理が会合し、 フランスの代理は当初からニュージーランドの要請の法的性格及びその効果につきかなり違う見解を述べた。裁判所長は、 もし両国が望むなら、 両国が非公式な申述書 (aide-mémoire) により、 この会合において議論された点に関する両国の立場を簡略に提示し裁判所を補佐するよう両国に求めた。

1995 年 9 月 5 日、 ニュージーランドは申述書を提出した。その際、 その非公式な性格を強調し、 自己の立場を新たに総括的に表明するものでないことを述べた。

この申述においてニュージーランドは、 1973

年6月22日の仮保全命令において裁判所がニュージーランドの提起した管轄権の基礎は一見した裁判所の管轄権の基礎となるように見えると結論している点を再確認している。本件がその裁判所の結論が適用される1973年の事件の継続であるかどうかは、それ自体、管轄の問題として問題にされるべきである。本件では仮保全命令の新たな要請が裁判所に対してなされたのであるから、裁判所は本件が1973年5月9日に開始された手続の一見した継続性があるかを判断するだけでよい。ニュージーランドは一見した継続性は確立されたと主張する。まず、1974年判決63パラグラフはニュージーランドに1973年の手続を再開する権利を与えている。また、判決の文章は明白に裁判所が訴訟を終結する意図のなかったことを示している。訴訟の再開（*reprise de l'instance*）の条件である判決の基礎への影響はフランスによる大気圏内核実験の再開の可能性にのみ関連しているのではなく、フランスの実験が人工的な放射性物質により太平洋の海洋環境を汚染する可能性のあるというニュージーランドの懸念を再発されるようないかなる展開にも関係している。フランスが、国際法上の義務であるにもかかわらず、実験により汚染が発生しないことを証明していないことから、このような展開は現在、本件において存在する。そして、申述の最後で、ニュージーランドは、73年の訴訟手続が継続しているとし、特任裁判官の指名の権利があると述べ、手続の継続は、1973年の管轄権の基礎の維持と、1946年（1972年改正）の裁判所規則の適用を含むと主張した。この申述書はフランスに通知された⁽²⁰⁾。

他方フランスは1995年9月6日に申述書を提出した。しかし、フランスはこの申述書は裁判所規程及び規則に基づく訴訟手続を構成しないこと、また、申述書を提出したことが裁判所の管轄権を承認したものではないこと、およびこの申述書が将来のフランスの立場に影響しないことを主張した。つまり、1973年5月9日に開始された訴訟は1974年12月20日の判決により最終的に終了し、1995年のニュージーランドの「要請」は74年判決の主文と無関係であること。当初の訴えは

大気圏内核実験に限定されず、また裁判所も当時地下核実験の悪影響について予想できなかったから、訴訟は終了していないというニュージーランドの主張は1974年判決の論理に明らかに矛盾している。フランスは、1974年判決の構造と内容は裁判所が両国の紛争は大気圏内核実験のみに関するものであると考えていたこと、この立場は反対意見を付した判事のみならずニュージーランド自身によっても共有されていたと主張する。判決63パラグラフは事態の検討の要請が出来る場合を判決の基礎が影響を受けた場合に限定し、63パラグラフのコンテクストに照らせば「基礎」はフランス政府が大気圏内核実験をもはや行わないと言う約束とそれに対応するニュージーランドの請求とが対応する関係を意味している。従って、地下核実験は73年のニュージーランドの請求及び74年の判決の範囲外にあり、フランスのものはや大気圏内核実験を行わないという約束（それは地下核実験に移行するというフランスの意向と不可分のものであるが）こそが紛争の目的が失われたという内容の判決の判決理由であった。従って、95年の「要請」は新たな目的を持つものであり74年判決と関連づけることは出来ない。

また、フランスは、95年のニュージーランドの要請は規程のいかなる条項にも関連しないと主張する。74年判決63パラグラフはそれ自体では意味がなく、再検討の手続は規程の条項に適合しなければならない。規程は裁判所の権能を制限し当事国の遵守すべき行動を規定している。ニュージーランドにより提起された再検討要請は判決の解釈を請求したものでも判決の再審を請求したものでもない。新しい訴えであったとしても、そのような訴えは規則38条5項に従わなければならず、38条は請求の相手国が当該事件のために裁判所の管轄権に同意するまでは総件名簿への記載も、いかなる手続も禁止している。

従って、裁判所の管轄下の事件が存在しないので、いかなる手続も開始できない。口頭弁論も附隨的手続も行うことは出来ず、「追加請求」の検討も行えない。フランスはいかなる意味においても規則79条の先決的抗弁を提起しているのでは

国際裁判制度における判決の治癒

ない。なぜなら、裁判所が直面している問題は、訴訟の前提としてのものであり、この問題の処理は本案に関する手続を前提とする附隨手続（procédure incidente）とは無関係の全くの前提（préalable catégorique）である。このフランスの申述はニュージーランドに通知された⁽²¹⁾。

1995年9月7日、ニュージーランドは申述書の補足を提出し、フランスの主張のいくつかにコメントし、それは事務局によりフランスに通知された。

このような申述書による両国の主張の開示の後、1995年9月8日、事務局はニュージーランドとフランスに以下の全く同一の文面の書簡を送った。

本日裁判所は、関連する書面に関する様々な問題に関し裁判所長が他の裁判官の意見を聞くことが出来るよう非公式の会議を開いた。その会議において、95年9月11日月曜日午後3時から「1995年8月21日、ニュージーランド政府により裁判所に対し提起された請求が1974年12月20日の核実験事件の裁判所判決63パラグラフの範囲内であるかどうか」についてニュージーランドとフランスがそれぞれの見解を裁判所に伝えるための口頭弁論を行うことが裁判所として合意された。

この弁論のため、また判決が下される場合の裁判所の構成を考慮してニュージーランドの特任裁判が加わる。このような手続は事件の存在に関する問題に対する裁判所の判断にいかなる影響も与えてはならない。

1995年9月11日、裁判所、ニュージーランド代表、フランス代表の三者の会合において、口頭弁論を3回行うことで合意し、その際双方の弁論及び答弁の時間を同じにすることも合意された⁽²²⁾。

裁判所規程上の手続との関係

本件における要請手続が、裁判所規程にある解釈請求や再審の手続とどのような関係にあるかにつき若干の検討をしてみたい。

口頭弁論で、フランスはニュージーランドの本件要請は先決的なものでさえなく、公式の手続の全くの前提でしかない（véritablement préalable）ものであると主張した。

特に裁判所規程上の手続との関連では、「規程の条項に従い」という部分について、フランスは口頭弁論で、「事態の検討」の手続の根拠となる規程の条項は60条の判決の解釈請求か、61条の再審請求か、40条の新たな訴えの提起のみであると主張した。ニュージーランドはいずれの条項にも根拠を求めていないことから、このニュージーランドの「要請」は74年判決の解釈を請求しているわけではなく、また、裁判所により一旦終結した手続の再開を求めているので、判決の解釈請求ではない。ニュージーランドが新しい事実の存在に固執しているところから、「要請」は再審請求により近いものであるが、61条の要件が満たされていない。

再審請求が認められるためには、判決言い渡し前に存在した決定的要素となる性質を持つ事実が判決後に発見されなければならず、且つその事実の存在を知らなかつたことに過失がないことが必要である。最終段階の地下核実験を行うという1995年のフランスの決定は明らかに74年判決以前には存在しなかった。また、74年判決以後、本請求は20年を経てることから再審請求の時間的要件である61条5項の10年の時間的要件も、満たされない。

このように主張することにより、フランスは本要請を再審請求手続ではないと主張し、むしろ全く新しい訴えの提起であるという。

フランスは、ニュージーランドはこれを否定しているが、「要請」の内容は、外見上は新たな訴えの提起のようであるといい、ニュージーランドは「要請」により全く新しい紛争を裁判所に提起し、それには新しい国際法規則が適用される。

このように新たな訴えの提起であれば、ニュージーランドは新たに裁判管轄の基礎を示さなければならないが、それが示されず、フランスの同意がない以上、ニュージーランドの要請もしくは訴えは総件名簿に記載されることではなく、いかなる

手続もとられることはない。規程の条項に従うという 63 パラグラフの第二の条件は満たされていない。このようにフランスは本案手続が存在しないことを理由に、附隨手続も行われ得ないと主張する。従って、裁判所は「追加要請」も審理することができず、仮保全措置の手続もとれることになる⁽²³⁾。

ニュージーランドは 63 パラグラフの文理解釈により、特に「規程の条項に従って」という部分に関し、これらは事態の検討の手続に適用されるもので、規程に明確に規定されている手続のいずれかに基づかなければならぬという意味ではないという解釈を維持した。そして、請求国は、40 条の意味での書面による訴えの提起により検討を要請することができ、その際、73 年の訴えと同一の管轄に基づき 63 パラグラフの指示によるものと、規程 60 条の解釈請求によるものとが利用できると主張した⁽²⁴⁾。

このように両国の主張は真っ向から対立する形で提起されたが、裁判所はそのような主張に基づき以下のように本件要請に関する問題を二つの部分に整理したうえで検討した。

本件では、最初に「ニュージーランド政府が 1995 年 8 月 21 日に提起した請求が 1974 年 12 月 20 日の核実験事件判決 63 パラグラフの範囲内かどうか?」について答えなければならない、この問題は二つの要素からなっている。一つは、74 年判決 63 パラグラフに予定されている手続に関するものであり、63 パラグラフは「請求国は裁判所規程の条項に従い事情の検討を請求できる」と述べている。他は、63 パラグラフの意味において判決の「基礎」が「影響を受けた」かどうかという点である⁽²⁵⁾。

第一の問題に関してニュージーランドは次のように主張した。63 パラグラフは 1973, 74 年の手続の継続 (continuation) もしくは再開 (reprise) を可能にするメカニズムである。その手続はすべて決められたものではない。裁判所は、将来の事態によっては正義の要請からニュージーランドが訴訟を継続する機会を持つことを予想していた。裁判所は 63 パラグラフによりこの派生

的手続 (procédure dérivée) を許可している。特定の状況においては規程の手続に従い事情の再検討を要請する権利が与えられている。そのような要請は同一事件の一部であり、新たな訴訟を構成するものではない。63 パラグラフは、請求が提起された後の再検討に適用される手続に関する条項のみを指示している。ニュージーランドは裁判所規程 60 条の 74 年判決の解釈や規程 61 条の再審を求めているのではない⁽²⁶⁾。

他方フランスは次のように主張する。裁判所が明言しているように、請求は裁判所規程の条項に従わなければならない。裁判所が特定していかなかったとしても、原則は適用される。裁判所のすべての活動は規程に従って行われる。規程は裁判所の権能を制限し、当事国がとるべき行動を規定する。当事国は規程の裏付けなく裁判所において一方的な行為は出来ない。ニュージーランドは規程の条項に依拠していないし、請求を正当化する条項を示せない。本件は判決の解釈やその再審の請求ではない。また新たな訴えの提起でもない。このような請求を総件名簿に記載するなどは問題外である⁽²⁷⁾。

裁判所は、これら両国の主張に対し、核実験判決において、74 年判決 63 パラグラフに明言されているように、そこに規定されている状況において請求国は規程に従って事情の検討を要請することができると判決しているながら、通常開かれている手続である新たな訴えの提起、解釈請求及び再審の請求のみにその事件の当事国の請求を制限する意図が裁判所にあったなどとは考えられないと断言した。63 パラグラフにおいて前記のような判決を示して、判決の基礎が影響を受けるような状況が発生した場合に、裁判所は特別の手続を排除していないという。しかし、そのような手続は基礎に影響を与えるような状況と不可分に結びついている。従ってそのような状況が発生しなければ特別の手続もとられることはないと⁽²⁸⁾。

このように判断することにより、裁判所はフランスの主張を明確に退けている。裁判所は規程の手続以外の請求が可能であることを明確に承認した。

国際裁判制度における判決の治癒

判決の基礎が影響を受けたかどうかに関しては、74年判決を検討した結果、裁判所は判決が大気圏内核実験のみを対象としていたと考える。従って、74年判決の基礎は影響を受けていない。ニュージーランドの1995年の請求は74年判決63パラグラフの範囲外にある。請求は却下される。本要請は、要請が63パラグラフの条件を満たしているかどうかを裁判所が検討することができるようになることを唯一の目的として総件名簿に記載された。本命例に従い事件は総件名簿から削除される⁽²⁹⁾。

そして、裁判所は、1995年8月21日にニュージーランドが提起した、1974年12月20日の核実験事件判決63パラグラフに従った「状況の検討の要請」に関する事件は63パラグラフの内容の範囲外であるとして却下し、同様に、ニュージーランドにより提起された「仮保全措置に関する追加請求」も却下した。

管轄権の基礎としての合意の形成

フランスは本件のニュージーランドの要請を、全く新しい訴訟の提起であると理解していた。そのため、請求国および請求相手国の同意が存在しないことをもって、裁判所の管轄権の不存在を主張した。フランスが裁判所規則38条5項を引いていることから、フランスはニュージーランドの本件要請手続を、事前に同意の存在しない一方的請求による事後の同意の成立を期待した手続として捉えていると理解できる。この部分の主張は、フランスの理解によれば、*forum prorogatum*の手続として、事前の管轄権のない場合の一方的提訴として理解できる。全く事前の管轄権の基礎が存在しない紛争を裁判所に一方的に提訴することにより、事後の同による管轄の成立を期待する請求である。

しかし、裁判所はこのような理解には立たなかった。裁判所は、74年判決に規定されている状況において、裁判所は特別の手続を排除していないと明言した。このことは、74年判決の該当部分に基づく訴訟が提起可能であることを意味するが、

これが当然に管轄の存在を前提とし、当事国が一方的に手続を開始できることまで含めた手続として措定されていたものかどうかについては問題のあるところである。そもそも、63パラグラフに予定されている手続は、その本質からして一方的なものである。63パラグラフの手続は、本件の裁判所の判断によれば、フランスが當時行った大気圏内核実験をもはや行わないという宣言に反した場合に、ニュージーランドが要請を提起できるという内容であり、本質的に片務的な性格を持つものであるといえる。従って、その手続の発動の要件として、改めてそこに同意を要求することは、その手続の発動を不可能ならしめる効果をもつことになるといえる。裁判所が74年判決当時、63パラグラフの起草にあたって其処に再度当事国の同意を予定したとは考えにくいことである。

しかし、裁判所は口頭弁論を開始するまで、書面手続といえる段階においては両当事国、特にフランスの自主的参画を促すため細心の注意をしていたように窺える。事実、総件名簿への記載はニュージーランドの要請を受けた時点では行われなかつたようである。必ずしも時期は特定できないが、判決の文言からは口頭弁論を開始する段階において記載されたと推測できる⁽³⁰⁾。ただ、裁判所規程にもある通り、裁判所事務局が個々の訴えを総件名簿に記載するか否かの決定はその後に行われる裁判所の決定にいかなる影響も及ぼさないものであることを考慮すれば、このような手続自体は単なるジェスチャー以上の意味を持たないと考えられるが、フランスの対応に裁判所がかなり神経質になっていたことは読みとれる。

たとえば明確な解釈請求であれば常設国際司法裁判所においてとられた以下の事例のように当然に規程上の手続が行われる。

『ホルジョウ工場事件第7判決と第8判決の解釈事件』で、常設国際司法裁判所は1927年10月18日、ドイツ政府からホルジョウ工場事件第7判決と第8判決の解釈請求を受けた。その請求はポーランド政府に通知された。裁判所は、同年11月7日までに、意見(Observation)⁽³¹⁾を提出するように求めた。この期日は、規則38条1項

に基づく通常の手続である答弁書提出期日でもあり、そのことから、意見の提出は裁判所の管轄を前提とした手続であったといえる。

この期限内にポーランド政府はドイツ政府による解釈請求に関する意見を提出した。この意見において、ポーランド政府は、ドイツ政府による解釈請求を認める何らの根拠も存在しないと裁判所は宣言すべきであると主張した。解釈手続の特殊性と緊急性に鑑み、裁判所は11月9日、以後の書面手続に関し次のように決定した。

「規程60条と、規則38条、66条に従い、裁判所は；

- (1) ドイツ政府が、もしそのよう望めば、11月21日までに、1927年10月17日の請求に關しさらなる説明を含む書面による陳述を提出するよう要請し；
- (2) ポーランド政府が、もしそのよう望めば、同じ期日までに、1927年10月17日のドイツの請求に関する説明を提出するよう要請することを決定した。」⁽³²⁾

この決定に基づき、ドイツ政府は期限内に自己の請求の結論に関する説明とポーランド政府の意見に関する意見と結論を提出した。ポーランド政府は11月7日に提出した意見に付け加えるものはない回答した。

ドイツ政府により提出された書面によれば、ドイツ政府はポーランドの意見を先決的抗弁の手続と解し、本案との併合を要請している。また、ドイツ政府による解釈請求は規程60条に基づくものであることも示された。

このような両国政府の主張に基づき、裁判所は11月23日の会議において書面手続を終了し、ドイツの請求に関する事件を本会期の事件リストに記載し、両国に公開法廷での弁論の機会を与えた⁽³³⁾。その際、特任裁判官の選任も行われ、それぞれの政府が自国の特任裁判官を指名した。特任裁判官就任宣誓の後、ドイツの弁論、ポーランドの弁論、およびドイツの抗弁34が行われ口頭審理は終了、同年12月16日、判決が言い渡された⁽³⁵⁾。

95年の事情の審査請求は、このような事例か

ら見れば裁判所の管轄権をいずれの根拠に求めたかについて不明であるが、口頭弁論開始の裁判所の通知の時点では、裁判所はニュージーランドの要請が63パラグラフに該当するかどうかという点の審理に関しては管轄を保持すると考えていたようである。従って、63パラグラフの手続は、基本的に同意をその管轄の基礎とする国際裁判において、判決そのものに同意の基礎を求めることが出来るかという問題として捉えることができる。

既存の判決を基礎とする管轄

本件は裁判所の管轄権の基礎が、以前の判決に求められた特異な事件⁽³⁶⁾であり、以前の判決の主文ではなく原則として判決としての拘束力を欠く理由、それも傍論において述べられた内容に基づき訴えが提起された。その手続はまさに異例といつてよい⁽³⁷⁾。

しかし、本件では63パラグラフに記述されている手続それ自体が問題とされたわけではない。裁判所によれば、本件の争点は、63パラグラフに予定されている手続をニュージーランドが本件のような具体的な状況において援用できるかどうかであり、本件の主要な問題点は、1995年のニュージーランドの要請が74年判決63パラグラフの範囲内かどうか、つまりは63パラグラフ該当性の当否であり、63パラグラフの「規程の条項に従って」とられる手続に関する問題と、63パラグラフの意味において判決の基礎が影響を受けたかという二点である⁽³⁸⁾。

しかし、このようないわば裁判所が前提とした63パラグラフの手続自体は、裁判所規程にも規則にも明記されていない手続であり、その性格は必ずしも明らかにされていない。また、裁判所自体もフランスの反論に対し、63パラグラフの言明を直接の根拠として当然に当事国を召喚できるかどうかの判断にかなりの困難が存在したようである。従って、63パラグラフにおいて予定されている手続が裁判所の訴訟手続の枠組みの中においてどのような位置付けを持つものかどうかという点について改めて検討する必要がある。

74年判決 63 パラグラフに従えば、判決の基礎が影響を受けた場合、請求国は裁判所に対し規程の条項に従って事態の審査を請求できることになる。しかし、この手続がどのようなものかについてはニュージーランドとフランスの間に解釈の相違が存在した。この解釈の相違が、具体的な審理手続を特異な内容のものとしたといえる。

ニュージーランドによれば、63 パラグラフは 73, 74 年の手続の継続もしくは再開を可能にするものであり、どのような具体的な手続でそれが行われるかはそこでは定められていない。63 パラグラフは 73 年の訴訟手続を継続する附隨手続を認めたものである。それ自体でニュージーランドに要請の権利を付与するものであり、規程の手続に従うという意味は一旦要請が受理された後、その後の手續が規程の条項に従って行われることを意味している。

しかし、フランスによれば、63 パラグラフはそれ自体では十分な訴えの基礎とはなりえず、特にその手續は規程の条項に従った手續がとられなければならない。規程に定められている訴訟の類型は、新たな訴えの提起、解釈請求及び再審の三類型に限定されている。ニュージーランドの本要請はこれら三類型の何れにも属さない。従って、そもそも訴訟手續として成立していない⁽³⁹⁾。

裁判所は、この点は明確に、規定に定められている訴訟類型以外の手續の存在を承認した⁽⁴⁰⁾。裁判所によればそれは特別な手續 (une procédure spéciale) であり、63 パラグラフに示されている状況の存在と不可分に結びついているもので、問題の状況が発生しなければ特別の手續も利用し得ない⁽⁴¹⁾。このような認識は、判決に示された要件の充足が手續の援用にとって決定的な重要性をもつことを意味するとともに、その要件が満たされなければ手續自体が成立しないことをも意味し、要件が充足されているか否かを審査する手續の存在を前提とすることになる。そして本件はニュージーランドの請求が 63 パラグラフに該当していないとの判断をしていることから、63 パラグラフの手續はとられず、いわば要件充足審査の段階で本件は終了した。この側面は本手續の位置づけ

を分析する上で重要な意味を持つといえる。

本命令によれば、本件手続の過程で、ニュージーランドは要請を提出した 8 月 21 日、9 月 11 日、裁判所長が旧裁判所規則 66 条 3 項にもとづく権能を行使するよう要請した。旧裁判所規則 66 条 3 項は現行裁判所規則 74 条 4 項に移されたものであるが、その規程は「裁判所の評議の間、裁判所長は、仮保全措置の要請について裁判所が行うことがある一切の命令が適切な効果をもつことができるよう行動するよう両当事者に対し要請することができる。」といふものである。しかし、一般論として仮保全措置は緊急性を有する場合に請求されるもので、その審理は、「他のすべての事件に優先」し、「緊急事項」として扱われる。しかし、本件では追加要請として請求された仮保全措置は、緊急事項として優先して審理された形跡はなく、むしろ何らの審理もなされることなく却下された。この点に本件手続の特徴的一面を見ることができる。

これらの仮保全の請求が退けられた先例を見ると、何れの事例においても仮保全措置命令の要件である、本案管轄の存在、緊急性の状況、保全の目的である権利の性格等を検討した上で判断している。本件においては、一切そのような要件につき直接検討を行なわずに仮保全措置請求が却下される。これは命令の主要部分である、63 パラグラフ該当性の検討の結果、仮保全命令が問題となる事案ではないことが明白であるという立場に裁判所が立っていると解される。では、仮保全権限はどのような場合に認められるのか。南東部グリーンランド事件で、裁判所は裁判所の仮保全権限は、原則としてすでに付託された紛争に関してのみ存在するとし⁽⁴²⁾ 基本的に付託された紛争にこの権限を限定した。この点からすると、少なくとも多数意見は、本件の場合には付託された紛争としての実体をもたないという立場をとっているといえる。

本件のように、判決において特別の手續を規定し、それに従って訴訟が裁判所の公式の手續として行われることは認められるといってよい⁽⁴³⁾。しかし、本件で事情を複雑にした要因は、裁判所が

その手続の援用に極めて慎重な態度をとったことに起因する。当初 95 年 8 月 21 日の段階で裁判所はニュージーランドの要請を相手国フランスに通知し、国連事務総長、国連加盟国にも送付された。その後 28 日、命令によれば、フランスからの書簡はニュージーランドに送付された。その書簡においてフランスはニュージーランドの要請の管轄権をあらゆる点で否定した。そのため 2 日後の 30 日、裁判所長はニュージーランド及びフランス双方の代表と会合し、自主的に議論された内容に関する非公式な (informel) 申述書を提出し裁判所の職務を補佐 (assister) することを勧奨した。ニュージーランドは非公式な性格 (le caractère officieux) のものとしてこの申述書を 9 月 5 日に提出した。フランスは 9 月 6 日、フランスの提出した申述書が規程及び規則による手続ではないこと、裁判所の管轄権の承認を意味しないこと及び将来の立場に影響しないものであるとして提出した。ニュージーランドは申述書補足を 9 月 7 日に提出した。裁判所長はその後、他の裁判官と私的な協議を行い、9 月 8 日に両当事国に、「95 年 8 月 21 日 ニュージーランド政府により裁判所に提出された要請が 74 年 12 月 20 日の核実験に関する事件の判決 63 パラグラフの内容の範囲内か」の問題に関し双方の見解を知るために、9 月 11 日に公開の法廷を開くという内容の書簡を送付した。この時点で、ニュージーランドの特任裁判官が認められた。しかしこの手続も、その後に裁判所が「事件 (une affaire)」の存在に関して行う決定に影響を与えないものとされた。このように裁判所はいかに当事国が自主的に手続に参画するかに腐心し、両当事国の参加が見込まれるまでは非公式なものにとどめ、また、公開の法廷における審理も、事件の存在に関して行う決定に影響を与えないとされ、本案の存在を確認する手続として位置づけた。このような裁判所の慎重すぎる態度の遠因は、そもそも 74 年判決 63 パラグラフの内容が漠然としたものであったことにある。63 パラグラフに規定されている「事情の検討」とはどのような内容の訴訟行為を意味するのか。73 年の手続が再開されるという意味なのか。

もしニュージーランドの主張のように、73 年の訴訟がその形態を問わず核実験による放射能汚染に向けられたものであれば、74 年判決には再審手続のような時間的限定が付されていないことから、そのような事態が発生するごとにフランスは際限なく裁判所による審査を受けることになる。そのような結論が規程 59 条との関連で支持できるものであるかどうか、国際裁判存立の根本的な問題の関連からも受け入れられないであろう。その意味でこの「事情の検討」手続が実際に発動された場合には、そこに様々な具体的困難が予想されたであろう。

事態の審査手続は 63 パラグラフに従えば、判決の基礎が影響を受けた場合に援用できる。従って、そこでは「判決の基礎」がなにを意味していたか、及びそれが「影響を受ける」とはどのような事態かが問題となるのである。

ニュージーランドは 74 年判決の基礎を当時の自國の請求訴状の内容に照らして解釈する⁽⁴⁴⁾。ニュージーランドによれば、73 年の訴状はその形態を問わず核実験よりもたらされる環境汚染に関するものであり、当時はフランスにより行われた南太平洋での大気圏内核実験がニュージーランドの主要な関心事であった。そのため裁判所はフランスの行為とニュージーランドの主要な関心とを対応させた。他方フランスは、74 年判決は大気圏内核実験にのみ関係するものであって、大気圏内核実験から地下核実験への移行をフランスが宣言したことにより、訴えはその目的を失い、73 年の訴訟は最終的に終結したと主張する。

裁判所は判決の基礎が何かを明らかにする部分の理由において、当事国の主張、特にニュージーランドの主張には一切触れず、74 年判決において裁判所が訴訟の対象をフランスの大気圏内核実験に限定した経緯を述べている。裁判所は、請求国の弁論その他の文章を含む請求全体を検討して当事国の請求を解釈することにより請求の目的を特定しなければならず、74 年判決では、その結果として訴訟の対象は大気圏内核実験、それもニュージーランド領に放射性降下物を降らせるもののみに限定した。この訴訟目的とフランス大統領の宣

国際裁判制度における判決の治癒

言とを対応させ、大気圏内核実験がもはや行われないのであれば請求国の目的は消滅したと結論した。従って、裁判所によれば、「判決の基礎」はもはや大気圏内核実験を行わないとしたフランスの約束である。このようなフランスの約束が変更されて初めて判決の基礎が影響を受けることになる。ここでは、裁判所が訴訟目的を解釈する主体性・訴訟目的を特定する能動性を前面に押し出した形で理由が述べられている。原告ニュージーランドの請求が大気圏内核実験に限定されなかった可能性にふれはしているが⁽⁴⁵⁾、一貫して当時の判決の内容の解釈にとどまった⁽⁴⁶⁾。このような裁判所の態度は、本件が判決の記述に従いその範囲において特定の手続が発動されるという構図をもつものである以上、当然であり、判決当時の論争を蒸し返すことは判決の既判力との関係で適当ではないであろう。しかし、裁判所が原告の請求を誤って解釈し判決を下したような場合、そこに判決の瑕疵が問題となる場合がある。このような判決の瑕疵に関して、国内法制度で認められる上訴手続のない国際訴訟では、それを治癒する手続は存在しない。この点から見ると、ニュージーランドは一面において、63 パラグラフにより認められる手続を、判決の瑕疵に関する治癒手続として利用したといえる。

国際裁判手続における裁判の瑕疵

95 年の本要請はその性格からすれば、裁判所規程が想定していない性格を持つ訴えであったといえる。国際裁判が一般に上訴制度を持たないわけではない。合意による裁判が原則の国際社会では、当然、仲裁裁判において協定で上訴制をあらかじめ定めておくことは可能である⁽⁴⁷⁾。しかし、国際司法裁判所に関してみれば、「判決は、終結とし、上訴を許さない」と規程⁽⁴⁸⁾に定められているように、当事国の合意によっても国際司法裁判所の判決をさらに別の機関で争うことはできない⁽⁴⁹⁾。そのため裁判所が当事国の申し立てを必ずしもそのまま受け止めない場合には、判決の内容が当事国にとって不備なものとなる可能性を矯正

する手続が存在しないことになる。74 年のニュージーランド対フランスの核実験判決において、オニーマ、ディラール、アレチャガ、ウヲルドックの共同反対意見において、裁判所は判決で原告ニュージーランドの請求を正確に反映しなかったという批判は、それが重大な内容であれば裁判の瑕疵として矯正される必要のあるものであった。共同反対意見は、裁判所によるニュージーランドの請求の解釈はその解釈の枠を越え完全な読替えであり、放射性降下物を発生する南太平洋での核実験の違法性の宣言を求めるというニュージーランドの訴えの核心部分を無視したものであると判決を批判する。判決は解釈という名を借りて原告の訴えの内実を全く変更してしまい、重大な結果を生まざるを得ない。それは、当事国の請求が裁判所により正しく審理されるという、裁判所に対する当事国の正当な期待を裏切ることになり、また、本件の場合にはフランス側の管轄権の基礎となる文書が失効しているので、もはや原告ニュージーランドは裁判所に再度提訴する道さえ閉ざされてしまっている⁽⁵⁰⁾ という。ニュージーランドは大気圏内核実験に限定されない本来の自国の主張を、このように批判された判決の 63 パラグラフに基づき、事情の変更による審査要請手続として再度提訴した。裁判所はこのような実質を持った要請に対面して、74 年判決の内容を形式的に解釈し、要請が 74 年判決の内容の範囲外であるとして却下したことにより、判決の瑕疵とその治癒に関して何ら答えることはなかった。

一般に裁判制度において誤審等、裁判に瑕疵がある場合それを矯正する制度は、上級審において矯正されるようそこにおける審理を確保することである。しかし、国際裁判において上訴手続は一般的には存在しない。国際裁判が基本的に合意により成立することから、いわば一回性の現象であり、上訴制度を当然に前提とするものではない⁽⁵¹⁾。また、裁判において不備な点を矯正する制度は当然に上訴制度である必要はない。たとえ強制管轄を前提とした場合においても、当然に上訴制度が引き出されるわけではない。たとえば、国連海洋法条約はその紛争解決条項（286 条）により、海

洋法条約の解釈又は適用に関する大部分の紛争を強制的紛争解決手続に付すことになっている。いわば強制管轄を設定しているわけであるが、そこにおいても、296条で、管轄権を有する裁判所の決定は、最終的なものであるとされ、一審終結制が採用されている。ただし、暫定措置に関しては、海洋法裁判所か深海底裁判部が一定の場合に定めた暫定措置を後に仲裁裁判所が修正、取り消し又は確認することができると規定されているが、この制度は、暫定措置に関するものであり、また、審級制度の性格を持つものではない（290条）。

国際裁判は合意により行われるために、その管轄について客観性が欠如するとともに、その判決の執行についてもそれが必ずしも確保されないという限界を有している。そのため、裁判の瑕疵自体が国内裁判制度ほど実際上重要な影響を持たない場合がおおいといえる。そこに現在まで、国際裁判制度において裁判の瑕疵自体が問題とされてこなかった基本的な理由がある。当事国の請求を正しく反映しない判断が行われる可能性は排除できない以上、国際裁判においても裁判の瑕疵を矯正する可能性が確保されることが望ましい。ただ現状では、そのような制度が存在しない以上、国際裁判の判決は客観性の高い熟慮されたものでなければならず、国内裁判制度とは異質の要請がそこには存在する。

おわりに

本稿で検討した、ニュージーランドによる要請は、以上のような意味で国際司法裁判所に代表される国際裁判制度の現時点における一つの問題点を露呈したものとしての意味を持つといえる。74年判決におけるニュージーランドの主張は、ニュージーランドによれば、放射性降下物を発生させる核実験全般の違法性を確認することであった。裁判所は、関連する文書を広範囲に検討しニュージーランドの請求は、フランスは大気圏内核実験をもはや行わず地下核実験に移行するというフランス大統領による声明を根拠に、その目的を失ったと判断し訴訟をうち切った。20年後、フランスの

地下核実験再開を契機として、ニュージーランドは再度74年判決の当時の真の争点に基づき事情の審査を要請した。裁判所は、74年判決の形式的な解釈のみによりニュージーランドの要請を退けた。そこには、原告ニュージーランドの主觀的な訴訟目的と、裁判所により認定された「客観的」な訴訟目的との乖離が存在した。この点をどのように矯正することができるのかは、今後の国際裁判の発展に見る以外なく、本稿は問題点の指摘にとどまり、多くの課題を残すものとなっている。

注

- (1) 国際司法裁判所が個別の判決においてこれを確認した事例は、Rosenne, S., *The Law and Practice of the International Court, 1920-1996*, Martinus Nijhoff, 1997, pp. 565-566を見よ。
- (2) 国際裁判における訴訟手続の種類は、基本的に通常の判決手続と附隨手続の二つに大別できる。ただ、国際裁判手続が未だ発展途上にあることを考えれば、これ以外の手続の存在を否定することはできない。たとえば、国際司法裁判所の国連行政裁判所の判決の審査手続きなどはこの二つの分類に属さない特別の手続として分類できる。
- (3) Application for Revision and Interpretation of the Judgment of 24 February 1982 in the case concerning the Continental Shelf(Tunisia/Libya Arab Jamahiriya), I.C.J. Reports 1985, p. 216.
- (4) 本稿は、争訟事件に関する裁判所の管轄権のみを対象とし、勧告的意見に関するものは取り上げない。
- (5) 杉原高嶺『国際裁判の研究』昭和60年、有斐閣、1頁。この点はいずれの解説においても同内容の説明がなされる。たとえば Restatement of the law, the foreign relations of the United States, 1987, p. 356.
- (6) 杉原・水上・臼杵他著『現代国際法講義』有斐閣、421頁。
- (7) 山本草二『国際法』有斐閣、695頁。
- (8) Forum Prorogatumについては、杉原高嶺、前掲『国際裁判の研究』第一章 Forum Prorogatum の形成とその機能を見よ。
- (9) I.C.J. Reports 1985, p. 216.
- (10) 国際司法裁判所規程第60, 61条、国際海洋法裁判所規則126条以下等を参照。
- (11) しかし、一旦下された判決の解釈や再審に関して、特に、再審請求に関しては厳格な請求受理の要件のもとに、すべての裁判に固有のものとして国際裁判にも受け入れられ、そこには紛争当事国の同意の要件は必要とされていない、裁判という

国際裁判制度における判決の治癒

- 手続固有の制度であるとする見解もある。
- (12) Demande d'examen de la situation au titre de paragraphe 63 de l'arrêt rendu par la Cour le 20 décembre 1974 dans l'affaire des Essais nucléaires (Nouvelle-Zelande c. France), C.I.J. Recueil 1995, p. 288.
- (13) 核実験事件については、松田幹夫「核実験事件」波多野、尾崎編著『国際司法裁判所判決と意見第二巻』国際書院 1996 年、109 頁以下を参照。
- (14) 国際司法裁判所判例研究会、判例研究・国際司法裁判所「1974 年 12 月 20 日の核実験判決（ニュージーランド対フランス）」判決第 63 項に基づき事情の検討を請求した事件（命令・1995 年 9 月 22 日）国際法外交雑誌 98 卷 3 号 79 頁。本稿はこの判例研究を基礎としているため、記述が重複する箇所がある。
- (15) Demande d'examen de la situation au titre de paragraphe 63 de l'arrêt rendu par la Cour le 20 décembre 1974 dans l'affaire des Essais nucléaires (Nouvelle-Zelande c. France), C.I.J. Recueil 1995, p. 288.
- (16) Demande d'examen de la situation au titre de paragraphe 63 de l'arrêt rendu par la Cour le 20 décembre 1974 dans l'affaire des Essais nucléaires (Nouvelle-Zelande c. France), C.I.J. Recueil 1995, p. 288.
- (17) Demande d'examen de la situation au titre de paragraphe 63 de l'arrêt rendu par la Cour le 20 décembre 1974 dans l'affaire des Essais nucléaires (Nouvelle-Zelande c. France), C.I.J. Recueil 1995, p. 288.
- (18) I.C.J. Reports 1995, paras. 13, 14.
- (19) 裁判所の命令のみからはいつの時点において本請求が総件名簿に記載されたかを知ることは出来ない。命令第 44 パラグラフで裁判所は、ニュージーランドは 1974 年判決 63 パラグラフに基づき「要請」を提起し、この要請が 74 年判決 63 パラグラフの条件を満たしているかが争われているが、このような要請も、やはり裁判所自身が条件を満たしているかを判断することができるようすることを唯一の目的として総件名簿に記載されるべきであるとして、裁判所は事務局に対し規則 26 条に基づきその要請をリストに記載するよう指示した、と記載している。
- (20) I.C.J. Reports, 1995, paras. 16–20.
- (21) I.C.J. Reports, 1995, paras. 21–25.
- (22) I.C.J. Reports, 1995, para. 28.
- (23) I.C.J. Reports, 1995, paras. 40–41.
- (24) I.C.J. Reports, 1995, paras. 42–43.
- (25) I.C.J. Reports, 1995, paras. 45–47.
- (26) I.C.J. Reports, 1995, paras. 48–50.
- (27) I.C.J. Reports, 1995, paras. 48–51.
- (28) I.C.J. Reports, 1995, paras. 52–54.
- (29) I.C.J. Reports, 1995, paras. 65–66.
- (30) Rosenne, S., *The Law and Practice of the International Court*, 1920–1996, p. 434, n.5.
- (31) この「意見 (observation)」という用語は、訴訟手続上どのような意義を持つのか、特に管轄権決定要因としての意義を持つものかどうか明確ではない。因みに、現行裁判所規程においてはこの用語は使用されておらず、現行裁判所規則では、35 条 3 項、49 条 2 項、69 条 3 項、74 条 3 項、76 条 3 項、79 条 3 項、83 条 1 項、85 条 1 項、同 3 項、86 条 1 項、同 2 項、98 条 3 項、99 条 2 項において使用され、必ずしも単一の概念として使用されていない。
- (32) P.C.I.J. Série C, No13–V, Documents relatifs à l'arrêt No. 11, p. 10.
- (33) Ibid., p. 11.
- (34) ポーランドは抗弁を行わなかった。
- (35) P.C.I.J. Série A, No. 13, Judgment No. 11, Interprétation des arrêts Nos 7 et 8 (Usine de Chorzow).
- (36) Dissenting opinion by Judge Weeramantry, p. 320. Dissenting opinion by Judge Palmer, p. 382.
- (37) MacKay, D., "International Security in the Post-Cold War Era: Can International Law Truly Effect Global Political and Economic Stability? Nuclear Testing: New Zealand and France in the International Court of Justice", 19 Fordham International Law Journal, 1996, pp. 1870–1871.
- (38) 本命令の主たる争点は、もっぱら 63 パラグラフとの関係においてである。74 年判決の基礎に関し国際環境法の発展がこの命令との関連で論じられるが、この問題は多数意見では附隨的論点としても全く取り上げられることがない。従って、国際環境法の内容・発展に関する命令として後に引証されることはほとんどないであろうことから、本稿でも国際環境法に関する問題は取り上げない。
- (39) I.C.J. Reports, 1995, paras. 23–24.
- (40) I.C.J. Reports, 1995, para. 52. この点、常設国際司法裁判所は先決的抗弁制度の形成にあたって、「裁判所は、自己が良き司法手続と国際裁判所における手続としてもっとも適合し、かつ国際法の基本原則にもっとも適當だとみなす規則を採択する自由がある。」として、手続に関しては柔軟な姿勢を採用している。このような手続の柔軟性は国際裁判一般の性格であるといわれる (Hudson, M.O., *International Tribunals, Past and Future*, 1944, p. 84, p. 87.)。
- (41) I.C.J. Reports, 1995, para. 54.
- (42) Statut Juridique du Territoire du Sud-Est du Grönland, P.C.I.J. Séries A/B No. 48.
- (43) Dissenting Opinion of Judge Weeramantry, p. 320.
- (44) Dissenting opinion by Judge Palmer, p. 390.
- (45) I.C.J. Reports 1995, p. 305, para. 59. この点で

シャハブディーン判事の個別意見を参照。

- (46) 74年判決が何故そのような内容となったかについては、Siskin, M. K., "Does International Law Reflect International Opinion? French Nuclear Testing in the Twentieth Century", 26 *The Georgia Journal of International and Comparative Law*, 1996, p. 196. を参照。このような裁判所による原告の申し立ての解釈に関しては、当時の裁判官の間でも批判があった (Joint Dissenting Opinion of Judges Onyeama, Dillard, Jimenez de Arechaga and Sir Humphrey Waldock.)。
- (47) 杉原高嶺『国際司法裁判制度』344頁。
- (48) 規程 60 条。
- (49) 杉原, 前掲書, 343頁。
- (50) Joint dissenting opinion of Judges Onyeama, Dillard, Jimenez de Arechaga and Sir Humphrey Waldock, I.C.J. Reports, 1974, p. 499.
- (51) 常設国際司法裁判所の定めた最後の規制をほとんどそのまま踏襲した旧国際司法裁判所規則 67 条は上訴審としての裁判所の機能につき規定していた (Michel Dubisson, *La Cour International de Justice*, LGDJ, 1964, p.223.)。実際に常設国際司法裁判所は、ハンガリー=チェコスロバキア混合仲裁裁判所判決の上訴事件 (Appeal from a judgment of the Hungaro-Czechoslovak Mixed Arbitral

Tribunal, Series A/B No. 61) 及びパジス, クサキ, エステルハジー事件 (The Pajzs, Csaky, Esterhazy, Series A/B No. 68) で、各仲裁裁判の上訴審として活動した。しかし、この規則はその後改正され、78年現行規則では姿を消している。国際司法裁判所では、国連行政裁判所の判決の審査手続が上級審としての性格を持つと言えるが、この手続は勧告的意見を与えるものであり争訟手続とは区別されている。国際司法裁判所で、実質的に上訴審としての判決を求められた事件に、1906年12月23日のスペイン国王の仲裁判決に関する事件 (Arbitral Award Made by the King of Spain on 23 December 1906, I.C.J. Reports 1960) があるが、手続的には「合意提訴」(小田滋『国際司法裁判所』日本評論社, 178頁。) による仲裁判断の見直しが請求されたものであり、制度としての上訴が問題となる事件ではない。また、「国際民間航空機関理事会の管轄に関する上訴事件 (Appeal Relating to the Jurisdiction of the ICAO Council, Judgment, I.C.J. Reports 1972, p. 46)」も国際民間航空協定 84 条に基づくものであり、現行裁判所において旧規則 67 条が援用されたケースはない (Shabtai Rosenne, *The Law and Practice of the International Court*, 2nd revised edition, 1985, p. 534.)。